

山形県在宅重症難病患者一時入院事業

在宅で療養されている重症難病の方が、介護をされている方の病気等のご事情により、介護が受けられなくなり、在宅で療養することが困難となった場合に、山形県と契約している医療機関に一時的に入院することができる制度です。

◆ 対象となる方

下記の（１）から（６）の全てを満たす方です。

- （１）山形県内に住所のある方
- （２）在宅で療養している方
- （３）特定医療費（指定難病）受給者証又は特定疾患医療受給者証をお持ちの方
- （４）人工呼吸器を装着している方
- （５）介護者の事情により、一時的に介護が受けられなくなった方
- （６）病状の安定している方

◆ 入院について

- ・ 本事業の対象となる入院期間は、対象者お１人あたり１回14日を限度として、１年度につき原則２回までです。
- ・ 指定難病又は特定疾患の治療のための入院ではありませんので、「特定医療費（指定難病）受給者証」又は「特定疾患医療受給者証」は使用できません。
- ・ 指定難病又は特定疾患以外の入院と同じように、医療保険の自己負担分（食事代を含む）と保険適用外の費用をご負担いただくことになります。（なお、「山形県重度心身障がい者（児）医療証」をお持ちの方はご利用いただけます。）
- ・ 当事業を利用して一時入院を御希望される方は、難病診療カウンセラー（国立病院機構山形病院）が入院調整をいたしますので、御希望の日いち、病院（裏面の病院の中から選んでください）を下記の申込先へ電話、メール等でお問い合わせください。
- ・ 病院の状況により、御希望にそえない場合がありますので御了承ください。

◆ お問い合わせ・申込み

- ・ 難病診療カウンセラー（国立病院機構山形病院地域医療連携室）
電話 023-684-5566（代表） FAX 023-681-9477
E-mail yama-msw1@bz.plala.or.jp
- ・ 山形県健康福祉部がん対策・健康長寿日本一推進課
難病対策担当 023-630-3296

◆ 受入病院

地域	病 院 名	地域	病 院 名
村 山	国立病院機構山形病院 (山形市)	置 賜	国立病院機構米沢病院 (米沢市)
	至誠堂総合病院 (山形市)		三友堂病院 (米沢市)
	小白川至誠堂病院 (山形市)		舟山病院 (米沢市)
	山形徳洲会病院 (山形市)		公立置賜総合病院 (川西町)
	山形県立中央病院 (山形市)		公立高島病院 (高島町)
	山形済生病院 (山形市)		吉川記念病院 (長井市)
	みゆき会病院 (上山市)		小国町立病院 (小国町)
	北村山公立病院 (東根市)		白鷹町立病院 (白鷹町)
	朝日町立病院 (朝日町)		庄 内
最 上	新庄徳洲会病院 (新庄市)	本間病院 (酒田市)	
	最上町立最上病院 (最上町)	鶴岡協立病院 (鶴岡市)	
	町立真室川病院 (真室川町)	鶴岡市立湯田川温泉リハビリテーション病院 (鶴岡市)	
		順仁堂遊佐病院 (遊佐町)	

《事業の流れ》

